

山口県犯罪被害者等支援推進計画

令和3年（2021年）10月

山 口 県

は　じ　め　に

誰もが犯罪等の被害に遭うことなく、安全で安心して暮らすことは、県民全ての願いです。

県内の刑法犯認知件数は、平成14年（2002年）をピークに18年連続で減少するなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて着実に歩みを進めている一方、殺人や強盗などの凶悪犯罪は依然として発生しています。



犯罪の被害に遭われた方やその御家族、御遺族は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、治療費や転居等に伴う経済的負担や心ない誹謗中傷などの二次的被害に苦しめられることも多く、そのような方々が孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、地域社会全体で支えていくことが大変重要です。

このため、県では、犯罪被害に遭われた方々の権利利益の保護と、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、令和3年4月に「山口県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

本計画は、条例に基づき、支援を総合的かつ計画的に推進するため、「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聞きし、策定したものです。

私は、今後、この計画に基づき、県や市町、関係機関等をつなぐ支援の輪を作り、犯罪被害に遭われた方々を誰一人取り残すことなく、一人ひとりに寄り添いながら、途切れのない支援を提供するよう努めてまいりますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年（2021年）10月

山口県知事
村岡 開政

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 犯罪被害等の現状

1 犯罪等の現状	3
(1) 全刑法犯	3
(2) 重要犯罪	3
(3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数	5
(4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数	6
(5) 人身交通事故と死者数	7
2 犯罪被害者等の置かれている現状	8
(1) 直接的被害及び二次的被害	8
(2) 被害の潜在化	8

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目的	9
2 計画の基本方針	10

第4章 具体的施策

基本方針1 損害回復・経済的支援	11
1 経済的負担の軽減	11
2 居住の安定	13
3 雇用の安定	14
基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止	15
1 心身に受けた影響からの回復	15
2 安全の確保	18
基本方針3 支援等のための体制整備	21
1 相談及び情報の提供等	21
2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援	24
3 人材の育成	24
4 推進体制の整備	26
基本方針4 県民の理解の促進	27
1 犯罪被害理解促進期間	27
2 年間を通じた広報啓発	27

第5章 計画の進行管理

30

資料

1 犯罪被害者等基本法	31
2 山口県犯罪被害者等支援条例	37
3 山口県犯罪被害者等支援条例に係る転居費用助成金交付要綱	41
4 犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧	51

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等^{*1}は、犯罪等^{*2}による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害^{*3}に苦しめられることも多いことから、こうした犯罪被害者等を社会で孤立させることなく、安心して暮らすことができるよう支援していくことが大変重要です。

国は、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」を制定し、翌年、「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定、令和3年（2021年）3月には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

一方、県では、平成18年（2006年）に制定した「山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、幅広い県民、市町、関係機関・団体からなる「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、協議会員相互の密接な連携により、犯罪被害者等の支援の充実に向けて、県民の理解の促進や相談支援の充実、居住の確保などの取組を積極的に推進してきました。

こうした中、県内では依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDV^{*4}やストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNS^{*5}の普及による誤った情報の拡散など、新たな課題も生じています。

このような状況を踏まえ、県は、令和3年（2021年）、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、「山口県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この計画は、条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2 計画の根拠と位置付け

この計画は、条例第9条第1項の規定に基づく「推進計画」です。

3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

図表1 犯罪被害者等支援の主な経緯

年	できごと
昭和 49 年(1974 年)	三菱重工ビル爆破事件
昭和 55 年(1980 年)	「犯罪被害者等給付金支給法」制定
平成 7 年(1995 年)	地下鉄サリン事件
平成 8 年(1996 年)	警察庁が「被害者対策要綱」を制定
平成 10 年(1998 年)	山口県警察が「山口県被害者支援連絡協議会」を設置
平成 16 年(2004 年)	「犯罪被害者等基本法」制定
平成 17 年(2005 年)	「犯罪被害者等基本計画」(H17～H22)閣議決定
平成 22 年(2010 年)	県に犯罪被害者等支援に関する総合的対応窓口を設置
平成 23 年(2011 年)	「第2次犯罪被害者等基本計画」(H23～H27)閣議決定
平成 24 年(2012 年)	山口県公安委員会が公益社団法人山口被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定 「防府市犯罪被害者等支援条例」制定(H25.4.1 施行)
平成 25 年(2013 年)	「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」の取組方針に「犯罪被害者等支援対策の推進」を明記 「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を設置
平成 28 年(2016 年)	「第3次犯罪被害者等基本計画」(H28～R2)閣議決定 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町が「犯罪被害者等支援条例」を制定
令和 3 年(2021 年)	「第4次犯罪被害者等基本計画」(R3～R7)閣議決定 「山口県犯罪被害者等支援条例」制定(R3.4.1 施行) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」、「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置 「山口県犯罪被害者等支援推進計画」(R3～R7)策定

*¹ 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

*² 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

*³ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穀の侵害、経済的な損失その他の被害をいいます。

*⁴ DV (Domestic Violence)

一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

また、この計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に規定する次の者を「配偶者」と表記します。

- ・配偶者及び元配偶者
- ・婚姻の届出をしていない「事実婚」の関係にある者（事実婚を解消した場合も含む。）
- ・生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手を含む。）

*⁵ SNS (Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。

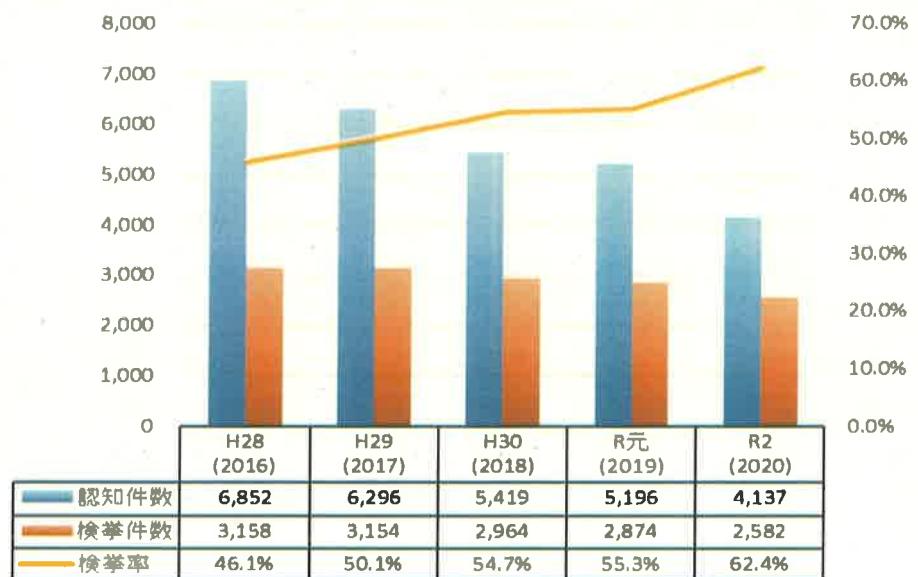
第2章 犯罪被害等の現状

1 犯罪等の現状（県内）

(1) 全刑法犯

認知件数は平成14年（2002年）をピークに、18年連続で減少しています。

図表2 《全刑法犯》 [単位：件]



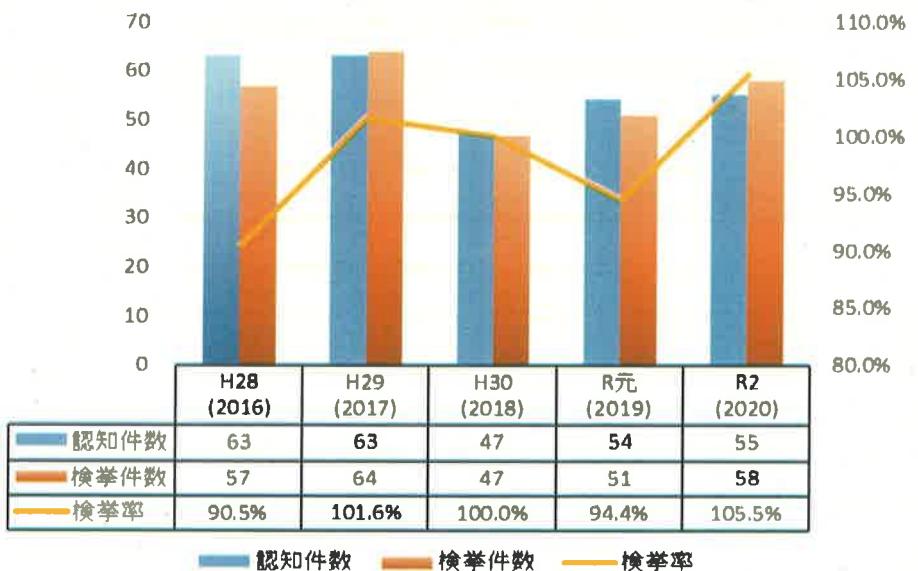
【調査の出典】県警察本部調べ

(2) 重要犯罪^{※6}

ア 重要犯罪認知件数等

重要犯罪の認知件数はほぼ横ばいで、検挙率は90%以上となっています。

図表3 《重要犯罪》 [単位：件]



【調査の出典】県警察本部調べ

※6 重要犯罪

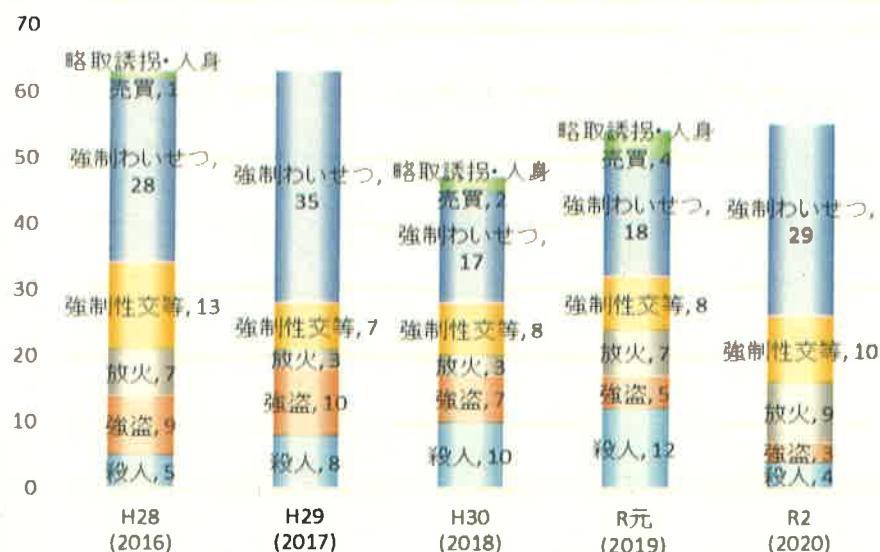
殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいいます。

イ 重要犯罪認知件数の内訳

重要犯罪では、性犯罪^{※7}を最も多く認知しています。

図表4 《重要犯罪》

[単位：件]



【調査の出典】県警察本部調べ

※7 性犯罪

性に関する犯罪をいい、重要犯罪では強制性交等、強制わいせつが性犯罪に該当します。

重要犯罪の他には、刑法では公然わいせつが、特別法では「児童福祉法違反」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反」、「山口県青少年健全育成条例違反」等のうち、一部の犯行形態が含まれます。

(3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数

刑法犯全体では、窃盗犯の被害が約7割を占めています。

図表5 《主な罪種・窃盗手口別》

[単位：件]

区分	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)
刑法犯総数	6,852	6,296	5,419	5,196	4,137
凶悪犯	34	28	28	32	26
殺人	5	8	10	12	4
強盗	9	10	7	5	3
放火	7	3	3	7	9
強制性交等	13	7	8	8	10
粗暴犯	499	475	406	419	327
暴行	247	229	206	194	165
傷害	191	197	162	179	129
脅迫	39	26	32	25	26
恐喝	22	23	6	21	7
窃盗犯	4,566	4,200	3,599	3,493	2,764
侵入盜	505	405	334	428	347
乗り物盜	1,417	1,357	1,093	1,074	737
非侵入盜	2,644	2,438	2,172	1,991	1,680
知能犯	385	406	328	247	251
詐欺	351	368	289	212	216
横領	6	14	12	12	17
偽造	26	24	25	23	16
その他	2	0	2	0	2
風俗犯	55	75	53	47	65
賭博	0	0	2	2	1
わいせつ	55	75	51	45	64
うち強制わいせつ	28	35	17	18	29
その他刑法犯	1,313	1,112	1,005	958	704
占有離脱物横領	118	143	128	124	95
公務執行妨害	23	11	14	23	16
住居侵入	145	99	137	151	89
逮捕監禁	3	1	1	4	1
略取誘拐・人身売買	1	0	2	4	0
盗品等	11	5	2	3	3
器物損壊	935	797	667	590	447
その他	77	56	54	59	53

【調査の出典】県警察本部調べ

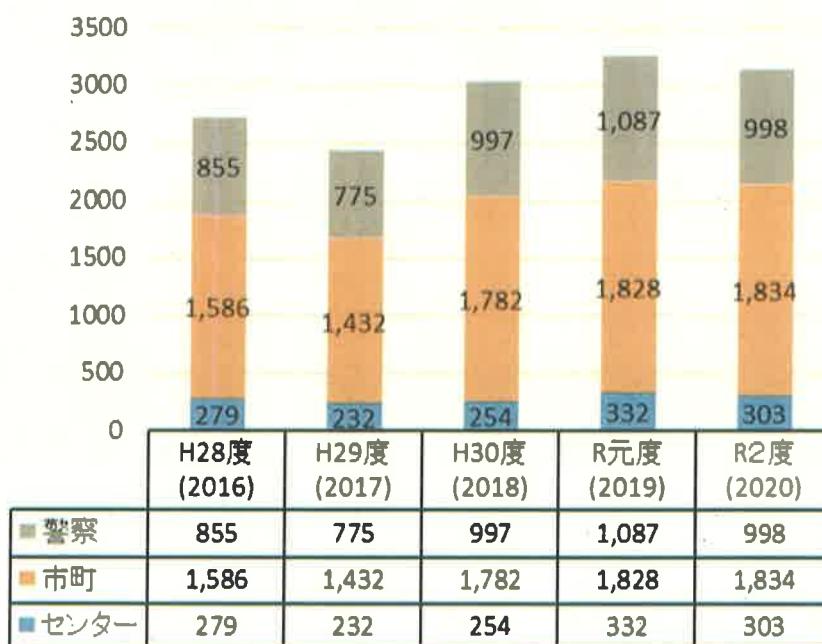
(4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数

ア DV相談件数の推移

警察、市町、県男女共同参画センターにおけるDV相談件数は、増加傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）は減少しています。

図表6 《DV相談件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】県男女共同参画課、県警察本部調べ

※ 県警察本部のデータは暦年 ※ センターは県男女共同参画センター

イ 児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、若干の増減はありますが、増加傾向にあります。

図表7 《児童虐待相談対応件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】厚生労働省「児童虐待相談対応件数」

ウ ストーカー事案相談受理件数

警察におけるストーカー事案相談受理件数は増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)は減少しています。

図表8 《ストーカー事案相談受理件数の推移》 [単位：件]

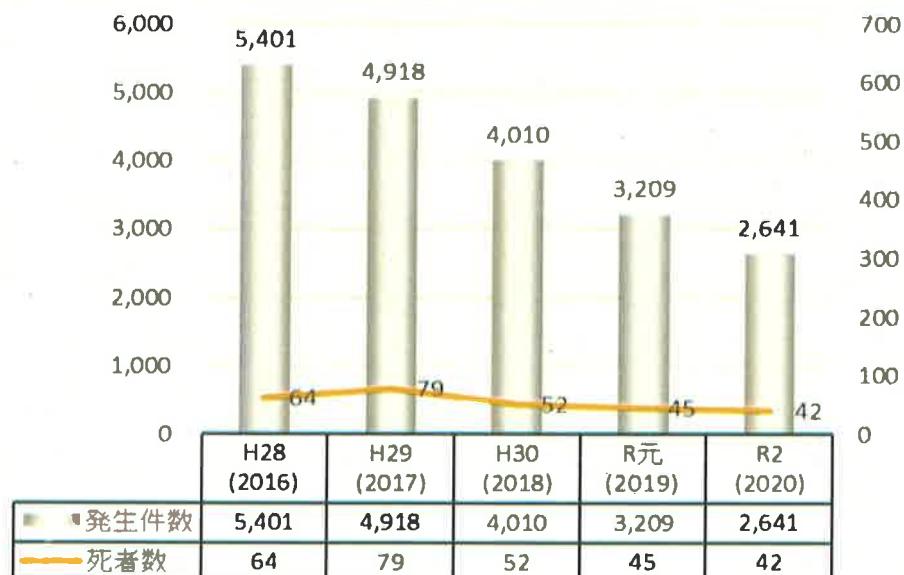


【調査の出典】県警察本部調べ

(5) 人身交通事故と死者数

人身交通事故、死者数共に減少傾向にありますが、人身交通事故の減少率に比べ、死者数の減少率は少なくなっています。

図表9 《人身交通事故の発生件数と死者数》 [単位：件・人]



【調査の出典】県警察本部調べ

2 犯罪被害者等の置かれている現状

(1) 直接的被害及び二次的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、その後においても、次のような精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の二次的被害を受け、苦しんでいます。

ア 精神的苦痛、身体の不調

- 犯罪行為の対象となったという事実から受ける精神的苦痛、身体の不調
- 更なる犯罪等による被害を受けることに対する精神的苦痛、身体の不調
- 捜査・公判の過程、医療・福祉等の場で配慮に欠ける対応を受けたことによる精神的苦痛、身体の不調

イ 名誉の毀損、私生活の平穏の侵害

- 周囲の者の無責任な噂話や、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の毀損、私生活の平穏の侵害
- 報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害

ウ 経済的な損失その他の被害

- 治療等に要した高額な医療費用の負担
- 職を失ったことによる収入の途絶
- 従前の住居から転居せざるを得なくなったことによる転居費用の負担
- 捜査手続、裁判手続に要する時間的負担

(2) 被害の潜在化

性犯罪やDV、児童虐待、ストーカー等の被害は、羞恥心や自責感、加害者との関係性等から、他人に知られたくない、報復が怖い、自分が我慢すればすむ、などと考えてしまいがちとなり、警察への被害申告をためらうなど、被害が潜在化する傾向にあります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

(1) 犯罪被害者等の権利利益の保護

(2) 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

犯罪等は、いつ、どこで起きるか、また、誰が犯罪被害者等となるかわかりません。

県内では、刑法犯認知件数は着実に減少していますが、一方で、殺人や強盗、性犯罪等の重要犯罪が依然として発生しているほか、SNSを通じた犯罪被害者等への誹謗中傷など、二次的被害の問題も深刻化しています。

こうした犯罪被害者等を社会の中で孤立させることなく、その声に耳を傾け、一人ひとりに寄り添いながら、誰一人として取り残すことなく、地域社会全体で支えていくことが重要です。

このため、本計画では、犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念を踏まえつつ、様々な分野にわたる施策を体系化することにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

犯罪被害者等支援を推進する上での基本理念

(山口県犯罪被害者等支援条例 第3条)

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

③ 途切れることなく行われること。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようすることを旨として、推進されなければならない。

④ 関係機関の連携により行われること。

犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

2 計画の基本方針

本計画においては、国の基本計画及び犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見・要望を踏まえ、次の4つを基本方針として掲げています。

また、4つの基本方針の下に、条例第2章に規定する具体的施策を位置付けています。

基本方針1 損害回復・経済的支援

- 1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）
- 2 居住の安定（条例第14条関係）
- 3 雇用の安定（条例第15条関係）

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）
- 2 安全の確保（条例第13条関係）

基本方針3 支援等のための体制整備

- 1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）
- 2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）
- 3 人材の育成（条例第18条関係）
- 4 推進体制の整備（条例第19条関係）

基本方針4 県民の理解の促進

- 1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）
- 2 年間を通じた広報啓発

基本方針1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場となったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から、転居の必要が生じることや、犯罪等による被害や刑事手続等に伴う負担について、雇用主等の理解が得られないなどの理由から、雇用関係の維持に困難を來す場合もあります。

こうした犯罪被害者等が直面する経済的な困難を打開するため、犯罪被害者等支援を直接の目的とした制度のみならず、様々な支援制度を活用することにより、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を進めます。

【具体的施策】

1 経済的負担の軽減（条例第11条関係）

(1) 転居費用助成金^{※8}の運用

条例の施行に合わせて創設した転居費用助成金について県民への周知を図るとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働きかけるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に努めます。（県民生活課）

(2) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度^{※9}の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。（県民生活課）

^{※8} 転居費用助成金

犯罪等による被害のために転居を余儀なくされた方に対し、県がその転居に要した費用を助成するものです。

^{※9} 民事法律扶助制度

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料で法律相談を行い、必要な場合に弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度です。

(3) 経済的支援制度に関する情報提供

- ア 犯罪被害者等に対する経済的支援制度を取りまとめた資料を作成し、犯罪被害者等の状況に応じて情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。(県民生活課)
- イ 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等が利用可能な制度の周知を図り、積極的な情報提供を行います。(警察県民課)

(4) 交通事故被害者の救済

交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談及び関係機関・団体の紹介又は斡旋を行います。(県民生活課)

(5) 暴力団犯罪等に係る被害回復アドバイザーによる支援

被害回復アドバイザーによる暴力団対策法施行規則第14条に定める支援を行います。(組織犯罪対策課)

- 暴力団犯罪の被害回復交渉の方法等についての助言
- 暴力追放運動推進センターの事業内容に関する情報提供
- 被害回復交渉に関しての相互支援と交渉を行うための民間組織の紹介

(6) 犯罪被害給付制度^{*10}の運用

犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関して有する権利や手続の情報提供を行います。(警察県民課)

(7) 県警察における公費負担制度の運用

- ア 身体犯被害者の医療費、解剖に要する費用、ハウスクリーニング費用等を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)
- イ 警察に届出のあった性暴力^{*11}被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を運用するとともに、その周知に努めます。(警察県民課)

(8) 性暴力被害者に対する医療費等の公費負担

性暴力被害者に対し、医療、カウンセリング、法律相談の支援の提供及び費用負担を行います。(男女共同参画課)

*10 犯罪被害給付制度

殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。

*11 性暴力

性犯罪を含む、自分の意に反して受ける性的な行為をいいます。

(9) 高校等における授業料等の軽減

高校等における授業料軽減制度等を運用するとともに、その周知に努めます。(学事文書課、教育政策課)

(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の推進

うそ電話詐欺^{*12}等の預金口座等への振り込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた方に対し、被害回復分配金が適切に支払われるようになります。金融機関に対して当該預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うほか、被害者に対して被害回復に係る各種制度の情報提供を行います。(刑事企画課)

2 居住の安定（条例第14条関係）

(1) 犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居制度等の運用

犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居等について、適切な運用を図ります。(住宅課)

(2) セーフティネット住宅の登録促進

山口県居住支援協議会^{*13}と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅であるセーフティネット住宅の登録を促進します。(住宅課)

(3) DV被害者等の一時保護等

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。

また、被害者が地域において安心して生活できるよう、被害者の状況やニーズに応じた自立支援を行います。(男女共同参画課)

(4) 転居費用助成金の運用（再掲）

条例の施行に合わせて創設した転居費用助成金について県民への周知を図るとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働きかけるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に努めます。(県民生活課)

*12 うそ電話詐欺

全国的には「特殊詐欺」と呼ばれており、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪をいいます。

*13 山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成された組織です。

3 雇用の安定（条例第15条関係）

(1) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進

職場における二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知を図るため、各種行事や事業者の団体等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。（県民生活課）

(2) 「労働ほっとライン」の開設及び助言

「労働ほっとライン」を開設し、社会保険労務士が労働に関する各種相談に電話で応じ、労働者及び事業主へ労働問題解決のため助言を行います。（労働政策課）

基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者の多くは、犯罪等により、その生命・身体に直接的な被害を受けるほか、自らやその家族が犯罪行為等の対象となったという事実からも精神的被害を受けます。

また、更なる犯罪等による被害を受けることに対する恐怖・不安を抱く場合や、捜査・公判の過程、行政が行う支援の場等で配慮に欠ける対応を受けたことにより、二次的被害を受ける場合もあります。

このため、犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復・軽減し、また未然に防止するための取組を推進します。

とりわけ、性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、児童虐待やDV、ストーカー事案は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくないことから、被害を防止するための対策を強化するとともに、相談につながりやすく、適切に支援が受けられるようにするための取組の充実を図ります。

【具体的施策】

1 心身に受けた影響からの回復（条例第12条関係）

（1）犯罪被害者等支援の充実

- ア 犯罪被害者等の相談に対応するとともに、市町や民間犯罪被害者等支援団体^{※14}との連携強化を図ることにより、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添うことができる支援につなげるなど、支援の一層の充実に努めます。（県民生活課）
- イ 犯罪被害者の家族又は遺族が複数の都道府県に居住している場合は、当該都道府県の犯罪被害者等支援担当部局との連携に努めます。（県民生活課）

^{※14} 民間犯罪被害者等支援団体

犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等の受けた被害を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55（1980）年法律第36号）に基づき、都道府県公安委員会の指定を受けた団体をいいます。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいいます。

(2) 学校における犯罪被害者等への支援

学校においては、スクールカウンセラー^{*15}やスクールソーシャルワーカー^{*16}等の専門家の協力を得ながら、犯罪等により被害を受けた児童生徒の心理的なケアを行うとともに、必要に応じて関係機関等と連携した支援を行います。（学校安全・体育課）

(3) 被害少年^{*17}に対する継続的支援の実施

少年サポートセンター^{*18}を中心として、被害少年やその家族に対する継続的な支援を行います。

同支援に当たっては、対象少年の状況により犯罪被害者支援室及び保護者や学校関係者とも協力し、必要に応じて専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体を紹介するなど、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めます。（少年課）

(4) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

カウンセラー等によるカウンセリングを通じ、犯罪被害者等のニーズを把握して各種支援につなげるとともに、カウンセリング技術・能力の向上を図ります。（警察県民課、県民生活課）

(5) 性暴力被害者に対する医療費公費負担制度の運用

警察に届出のあった性暴力被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担する制度を適切に運用するとともに、その周知に努めます。（警察県民課）

*15 スクールカウンセラー (School Counselor)

児童・生徒や保護者の相談のほか、教職員への研修、事件事故等の緊急対策における児童生徒の心のケア、問題の未然防止など、学校における教育相談体制の充実を図るために配置されている、臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する、外部性を持った専門家のことをいいます。

*16 スクールソーシャルワーカー (School Social Worker)

学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉に関する専門的な知見と関係機関等とのネットワークを生かして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上と、児童生徒にとって最善の利益が得られるよう、学校における生徒指導・教育相談体制の推進に資する活動を行う専門家をいいます。

*17 少年

少年法では、性別を問わず20歳に満たない者を「少年」と定義しており、本計画でも同様に用います。

なお、令和4(2022)年度から民法上の少年は18歳に満たない者となります。少年警察活動は、「少年法等によること」となっているため、本計画では、民法改正後も少年法に基づき、「20歳に満たない者」を少年とします。

*18 少年サポートセンター

不良行為少年等に対する指導、非行少年の立ち直り支援、犯罪等により被害を受けた少年やその家族への継続的な支援等を行う警察の組織で、山口県では中部、東部、西部にそれぞれ少年サポートセンターが設置されており、専門の職員が勤務しています。

(6) 性暴力被害者の被害直後からの総合的な支援

ア 性暴力相談に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、性暴力被害者を支援します。(男女共同参画課)

イ 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。(男女共同参画課)

(7) 指定被害者支援要員制度^{*19}の運用

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。(警察県民課)

(8) 被害者連絡制度^{*20}の運用

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を行います。(警察県民課)

(9) 被害者支援用装備の整備

被害者支援用車両、性犯罪検証用ダミー人形、代替着衣セット等を整備し、二次的被害防止に向けた活用に努めます。(警察県民課)

*19 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援の円滑な実施を図るため、警察署副署長（又は次長）及び高速道路交通警察隊副隊長が、所属の警察官のうち、犯罪被害者等支援を行うのに適格性を有する者を「被害者支援要員」としてあらかじめ指定しておき、その中から、事件の性質等を考慮した上で「支援担当者」を指名し、同支援担当者により犯罪被害者等支援を行う県警察の制度をいいます。

*20 被害者連絡制度

支援担当者が中心となって、「刑事手続及び犯罪被害者のための制度」、「捜査状況」、「検挙状況」、「処分状況」について、被害者の意向を考慮して、面接、電話その他の方法で連絡する県警察の制度をいいます。

2 安全の確保（条例第13条関係）

(1) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の提供

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時避難場所を提供する制度を積極的に活用します。（警察県民課）

(2) 更なる犯罪等による被害防止措置の推進

ア 同一加害者によって再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、関係機関・団体と密接に連携を図りつつ、再被害防止措置を推進します。（刑事企画課）

イ 暴力団等による危害を未然に防止するために必要な対策を実施します。（組織犯罪対策課）

ウ DVやストーカー事案の被害者に対して防犯指導を行うほか、積極的な事件化や行為者への警告等を通じて、更なる犯罪等による被害防止を図ります。（人身安全対策課）

(3) 犯罪被害者等が県外へ転出する際等における事案の引継ぎの徹底

ア 現に支援を継続している犯罪被害者等の県外への転出の際に、当該犯罪被害者等が希望する場合は、転出先の都道府県の犯罪被害者等支援総合的対応窓口^{※21}等を紹介するとともに、支援状況等について、当該窓口や民間犯罪被害者等支援団体に情報提供を行い、転出先での支援につなげよう努めます。（県民生活課）

イ 犯罪被害者等が県外から転入した場合に、速やかに支援につなげることができるよう、相談窓口の周知に努めます。（県民生活課）

ウ DV被害者について、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合に備え、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。（男女共同参画課）

エ 児童相談所が支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携して対応してきた関係機関等に連絡するとともに、転出先の自治体を管轄する児童相談所に連絡等を行い、ケースを移管等して、必要な情報を提供するなどし、児童虐待の防止に努めます。（こども家庭課）

オ 人身安全関連事案^{※22}の関係場所が他都道府県にわたる場合や加害者又は被害者が県外に転居した場合には、当該都道府県警察と情報共有を行うとともに、連携して対処し、更なる犯罪等による被害の防止に努めます。（人身安全対策課）

※21 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口をいいます。

※22 人身安全関連事案

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、児童虐待事案等、人の生命に急迫した危険が及ぶおそれがあり、早急に対処する必要が認められる事案をいいます。

(4) 犯罪被害者等に関する情報の保護

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。（総務課）

(5) 児童虐待の防止、早期発見に係る取組の推進

ア 要保護児童対策地域協議会^{*23}を中心に、各地域の関係機関が連携して児童虐待の早期発見、早期対応を行います。（こども家庭課）

イ 幼稚園、保育所、学校、医療機関などに対し、児童虐待の早期発見に関する取組の強化を働きかけます。（こども家庭課）

(6) 児童虐待被害者の保護

ア 犯罪被害者保護の観点から、児童虐待の被害に遭った児童の保護を行います。（こども家庭課）

イ 児童虐待が疑われる通報を受理した場合、必ず警察官が現場へ臨場し、関係者から事情聴取を行うとともに、児童の身体に負傷がないかを直接警察官が確かめるなど、虐待の早期発見と児童の安全確認を徹底した対応を行います。（人身安全対策課）

(7) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。（長寿社会課、障害者支援課）

(8) 障害者虐待の未然防止等

市町職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障害者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、山口県障害者権利擁護センター^{*24}において障害者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び早期対応やその後の適切な支援が図られるよう努めます。（障害者支援課）

*23 要保護児童対策地域協議会

要保護児童（保護者のいない児童や、虐待を受けているなどの理由により保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の早期発見やその適切な保護を図るために、必要な情報の交換を行うとともに、支援に関する協議を行う組織をいいます。

*24 山口県障害者権利擁護センター

障害者虐待に係る通報・相談を受け付けるほか、関係機関と連携して適切な対応が図れるよう県が障害者虐待防止法に基づき設置している機関です。

(9) DV被害者等の一時保護等（一部再掲）

市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行います。（男女共同参画課）

(10) 転居費用助成金の運用（再掲）

山口県犯罪被害者等支援条例の施行に合わせて創設した転居費用助成金について県民への周知を図るとともに、制度の対象となる犯罪被害者等に対して、本助成金の活用を積極的に働きかけるなど、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定に努めます。（県民生活課）

(11) 犯罪被害者等及びDV被害者に対する公営住宅への一時的入居

ア 犯罪被害者等及びDV被害者に対し、県営住宅への一時的入居により支援します。（住宅課）

イ 市町営住宅の空き室状況等について情報提供を依頼するとともに、市町に対して、市町営住宅への一時的入居について協力要請を行います。（住宅課）

(12) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知

外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、支援制度等の周知を図ることにより、更なる犯罪等による被害の防止と安全の確保に努めます。（県民生活課、国際課）

基本方針3 支援等のための体制整備

被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で情報の入手や相談を行うことができ、きめ細やかな支援を受けることができる体制を構築していくことが必要です。

また、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用等の生活全般にわたる支援を必要としていることに加え、被害から回復するためには、長い期間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズも変化していくことが予想されます。

このため、関係する相談窓口等において専門的な知識・経験に基づくきめ細やかな対応のできる体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体等が連携・協働して重層的な支援を行うことができる体制の構築を進めます。

【具体的施策】

1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）

（1）相談窓口の充実

ア 犯罪被害者等支援総合的対応窓口

犯罪被害者等支援総合的対応窓口では、犯罪被害者等からの相談に応じて、適切な専門機関等に取り次ぐとともに、ホームページ等において、県及び関係機関・団体の相談機関一覧など、必要な情報を提供します。（県民生活課）

イ 交通事故相談所

交通事故相談所では、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談に応じるとともに、支援に必要な関係機関・団体を紹介します。（県民生活課）

ウ 消費生活センター

消費生活センターでは、消費者利益の擁護を図るとともに、悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、専門的な知識を有する相談員が必要な助言等を行います。（県民生活課）

エ 警察総合相談窓口

総合相談窓口では、全国統一の相談専用電話「#9110」の適切な運用及び利用に向けた広報を行います。（警察県民課）

オ DVに関する相談

県男女共同参画相談センターにおいて、DV等に関する相談に応じ、必要な助言等を行うとともに、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008」の周知に努めます。（男女共同参画課）

カ 性暴力被害に関する相談

「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」において、24時間365日性暴力被害に関する相談に応じるとともに、性暴力被害相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の周知に努めます。（男女共同参画課）

キ 児童虐待に関する相談

各児童相談所において、24時間365日児童虐待に関する相談に応じる体制を整備し、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めるなど、児童虐待の早期対応に取り組みます。

また、児童虐待、DVなどの問題の深刻化を未然に防止するため、子どもや子育て等に関する相談にワンストップで対応するSNS相談体制を構築します。(こども家庭課)

ク 女性犯罪被害相談電話（レディースサポート110）/性犯罪被害相談電話（「#8103（ハートさん）」）

性犯罪の相談のほか、ストーカー事案や配偶者暴力事案など、女性が被害者となる犯罪についての相談に応じ、必要な助言等を行います。

また、全国統一の性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の利用に向けた広報を行います。（人身安全対策課、捜査第一課）

ケ 少年サポートセンター（少年相談電話）

警察本部及び県下6警察署に少年サポートセンターの職員を配置し、被害少年やその保護者からの相談に応じ、必要な助言等を行います。（少年課）

コ サイバー犯罪相談窓口（サイバー犯罪相談電話/メール）

サイバー犯罪に関する相談に応じ、必要な助言等を行います。（生活環境課）

サ 列車内女性被害相談電話

痴漢や迷惑行為等の女性が被害者となる犯罪被害の相談に応じ、必要な助言等を行います。（地域運用課）

シ 暴力団に関する相談

暴力団犯罪に関する相談に応じ、暴力団犯罪の被害者の回復訴訟等、被害の防止、回復に必要な場合に暴力団情報を提供します。（組織犯罪対策課）

ス 住まいに関する相談

山口県居住支援協議会の枠組みを活用し、協力不動産事業者等による住宅情報の紹介を行います。（住宅課）

(2) 関係機関・団体等との連携・協力の充実及び情報提供の充実

犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携を強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めます。（県民生活課）

(3) 犯罪被害者等支援の充実（再掲）

ア 犯罪被害者等の相談に対応するとともに、市町や民間犯罪被害者等支援団体との連携強化を図ることにより、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添うことができる支援につなげるなど、支援の一層の充実に努めます。（県民生活課）

イ 犯罪被害者の家族又は遺族が複数の都道府県に居住している場合は、当該都道府県の犯罪被害者等支援担当部局との連携に努めます。（県民生活課）

(4) 犯罪被害者等早期援助団体との連携協力

犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体に被害状況等の情報を提供し、連携協力した活動を推進します。(警察県民課)

(5) 指定被害者支援要員制度の運用（再掲）

事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行います。(警察県民課)

(6) 被害者連絡制度の運用（再掲）

支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を適切に行います。(警察県民課)

(7) 教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実

児童虐待の防止など、子どもの置かれた環境に対する効果的な支援や、相談体制の充実を図るため、学校と児童相談所等の関係機関との連携強化に努めます。(学校安全・体育課、こども家庭課)

(8) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する継続的支援等

犯罪等による被害を受けた児童生徒が、継続的に不安や悩みを抱えている場合もあるため、日常的な観察や教育相談、家庭との連携等により状況の把握に努めるとともに、やまぐち総合教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、関係機関が連携して支援を行います。(学校安全・体育課、教職員課)

(9) 「被害者の手引」を活用した情報提供

犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報を分かりやすく1冊にまとめた「被害者の手引」を交付した上で、確実な情報提供を行います。(警察県民課)

(10) 民間犯罪被害者等支援団体の紹介等

民間犯罪被害者等支援団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、当該団体の紹介等を行います。(県民生活課、警察県民課)

(11) 外国人からの相談への対応の充実

「やまぐち外国人総合相談センター」において、外国人からの相談に多言語で応じ、適切な専門機関につなぐとともに、必要な情報提供等を行います。(国際課)

(12) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等（再掲）

被虐待高齢者や被虐待障害者の保護等を実施する市町に対し、適切な助言や情報提供等を行います。（長寿社会課、障害者支援課）

2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援（条例第17条関係）

(1) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実

ア 広報啓発素材の提供などにより、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課）

イ 民間犯罪被害者等支援団体が開催する講演会等を後援するとともに、積極的な広報を行うことで、民間犯罪被害者等支援団体の活動を支援します。（県民生活課、警察県民課）

ウ 民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師の派遣等の支援に努めます。（県民生活課、警察県民課）

エ DV被害者への支援活動を行う民間団体と連携・協力した事業の実施や情報提供・意見交換などにより、民間団体の活動を支援します。（男女共同参画課）

(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供等

必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報提供及び指導・助言を行います。（警察県民課）

(3) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」への参画

「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の構成員に民間犯罪被害者等支援団体を加え、県の犯罪被害者等支援の推進に関して同団体の意見を反映するとともに、県と民間犯罪被害者等支援団体の一層の連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

3 人材の育成（条例第18条関係）

(1) 犯罪被害者等相談窓口担当者研修会の開催

県や市町の相談窓口担当者を対象とした研修会を開催し、犯罪被害者等支援に従事する行政機関職員のスキルアップを図ります。（県民生活課）

(2) 県警察における職員研修の充実

各種教養時に、犯罪被害者等支援に関する具体的な事例や体験記等の資料を活用し、犯罪被害者等支援の重要性や支援要領、関係機関・団体との連携の必要性等に関する教養を行います。（警察県民課）

(3) 犯罪被害者等支援に携わる職員に対する心理教養の推進

犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、支援活動に伴う心理的な影響や代理受傷防止について、公認心理師等による教養を行います。（警察県民課）

(4) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けた子どもの保護等を適切に行うことができるよう、児童相談所の職員や警察職員等の資質の向上及び連携を図るための研修の充実を図ります。（こども家庭課、人身安全対策課）

(5) DV相談に携わる人材の育成

DV被害者等が安心して相談できるよう、相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報保護の徹底等に努めます。（男女共同参画課）

(6) 性暴力被害者支援に携わる人材の育成

相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次的被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めます。（男女共同参画課）

(7) 交通事故被害者等の支援に資する人材の育成

交通事故被害者等への連絡を総括する被害者連絡調整官等を効果的に運用し、組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を推進するとともに、交通事故被害者等の心情に配意した対応がなされるよう交通捜査員等に対する教養を推進します。（交通指導課）

(8) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催

広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。（警察県民課）

(9) 民間犯罪被害者等支援団体の研修に対する支援

民間犯罪被害者等支援団体が実施するボランティア等の養成、研修への講師の派遣等の支援に努めます。（県民生活課、警察県民課）

(10) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

4 推進体制の整備（条例第19条関係）

(1) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の開催

学識経験者や民間犯罪被害者等支援団体等で構成する「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」において、犯罪被害者等支援を計画的かつ総合的に推進するための計画を策定するとともに、同計画の進行管理を行います。（県民生活課、警察県民課）

(2) 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の開催（市町連携）

県や市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を設置し、同協議会が主体となって広報啓発活動等を推進するとともに、各行政窓口の相談体制の強化・充実及び相互連携を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(3) 犯罪被害者等支援の充実（再掲）

ア 犯罪被害者等の相談に対応するとともに、市町や民間犯罪被害者等支援団体との連携強化を図ることにより、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添うことができる支援につなげるなど、支援の一層の充実に努めます。（県民生活課）

イ 犯罪被害者の家族又は遺族が複数の都道府県に居住している場合は、当該都道府県の犯罪被害者等支援担当部局との連携に努めます。（県民生活課）

(4) ワンストップ支援^{※25}体制の充実に向けた取組の推進

県、市町、民間犯罪被害者等支援団体等が連携して支援を推進するとともに、行政が行う各種支援手続きを1箇所で実施するなどのワンストップ支援体制の充実に努め、犯罪被害者等の負担軽減を図ります。（県民生活課、警察県民課）

(5) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供（再掲）

日本司法支援センター（法テラス）との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知します。（県民生活課）

(6) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催（再掲）

犯罪被害者等の支援活動を行う関係機関・団体で構成する「山口県被害者支援連絡協議会」を開催し、相互の連携強化及び情報共有を図るとともに、犯罪被害者等支援に関する知識・技能の充実に努めます。（警察県民課、県民生活課）

※25 ワンストップ支援

総合的な支援を可能な限り1箇所で提供する（当該支援を行っている関係機関・団体につなぐことを含む）ことにより、犯罪被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することをいいます。

基本方針4 県民の理解の促進

犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、周囲の人とつながり、支えられることで、安心して暮らすことができるものであり、犯罪被害者等支援において、県民の理解・協力は極めて重要です。

このため、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性等について、「犯罪被害理解促進期間^{※26}」における集中的な広報啓発に取り組むとともに、様々な機会や媒体を活用して、年間を通じた広報啓発に取り組みます。

【具体的施策】

1 犯罪被害理解促進期間（条例第16条関係）

「犯罪被害理解促進期間」に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

- 県、市町等で構成する「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、期間中に集中的な広報啓発活動を行います。（県民生活課、警察県民課）
- 関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等の現状を踏まえた施策の重要性等について、各種広報媒体を活用して周知するとともに広報啓発活動を推進します。（警察県民課）

2 年間を通じた広報啓発

（1）広く県民を対象とした広報啓発活動の推進

ア 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」を主体として、各地域で「犯罪被害者等支援ミニパネル展」を開催するなど、市町と連携した広報啓発活動を行います。

また、「犯罪被害者等支援ちよるる」や低年齢層向けの広報素材を活用するなどして、幅広い年齢層に対し、親しみやすく、わかりやすい広報に努めます。（県民生活課）

イ 関係機関や民間犯罪被害者等支援団体等と連携の上、犯罪被害者等の置かれている状況やそれを踏まえた施策の重要性等について、様々な広報媒体を通じて周知するとともに、広報啓発活動を推進します。（警察県民課）

ウ 県が主催する「人権ふれあいフェスティバル」において、パネル展示等を行います。（人権対策室）

エ DVやデートDV（交際相手からの暴力）の防止に関する広報啓発活動を推進します。（男女共同参画課）

オ 体罰の禁止や、児童虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。（こども家庭課）

^{※26} 犯罪被害理解促進期間

山口県犯罪被害者等支援条例により、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援について県民の理解を促進するため、毎年11月25日から同年12月1日までが同期間と定められています。

力 高齢者虐待、障害者虐待の防止に関する広報啓発活動を推進します。（長寿社会課、障害者支援課）

(2) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進（再掲）

職場における二次的被害を防止するため、各種行事や事業者の団体等を通じて情報提供、啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援について事業者の理解を深めます。（県民生活課）

(3) 犯罪被害者等の理解に向けた学校における人権教育の推進

犯罪被害者等の人権に関する問題について理解を深め、二次的被害を防止することができるよう、関係機関とも連携を図りながら、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高めます。（人権教育課）

(4) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催

中学生・高校生を対象に講演を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への理解を深めるとともに、規範意識の向上を図ります。（警察県民課）

(5) SNS上の誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の推進

SNSを含むインターネット上で誹謗中傷等が行われないようにするために、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を推進します。（県民生活課、警察県民課、少年課）

(6) 犯罪被害者等支援施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の推進

各季の交通安全運動や、毎年11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」、「児童虐待防止推進月間」等において、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を推進します。（県民生活課、男女共同参画課、こども家庭課等）

(7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催（再掲）

広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援ボランティアの育成及び犯罪被害者等支援活動に対する理解の増進に努めます。（警察県民課）

(8) 犯罪被害者等に関する情報の保護（再掲）

犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めます。（総務課）

(9) 悲惨な交通事故の実態について理解を深めるデータの公表

県警ホームページ等により、交通事故発生状況等のデータを公表し、交通事故の実態やその悲惨さについて、県民の理解を深めます。(交通企画課)

(10) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知（一部再掲）

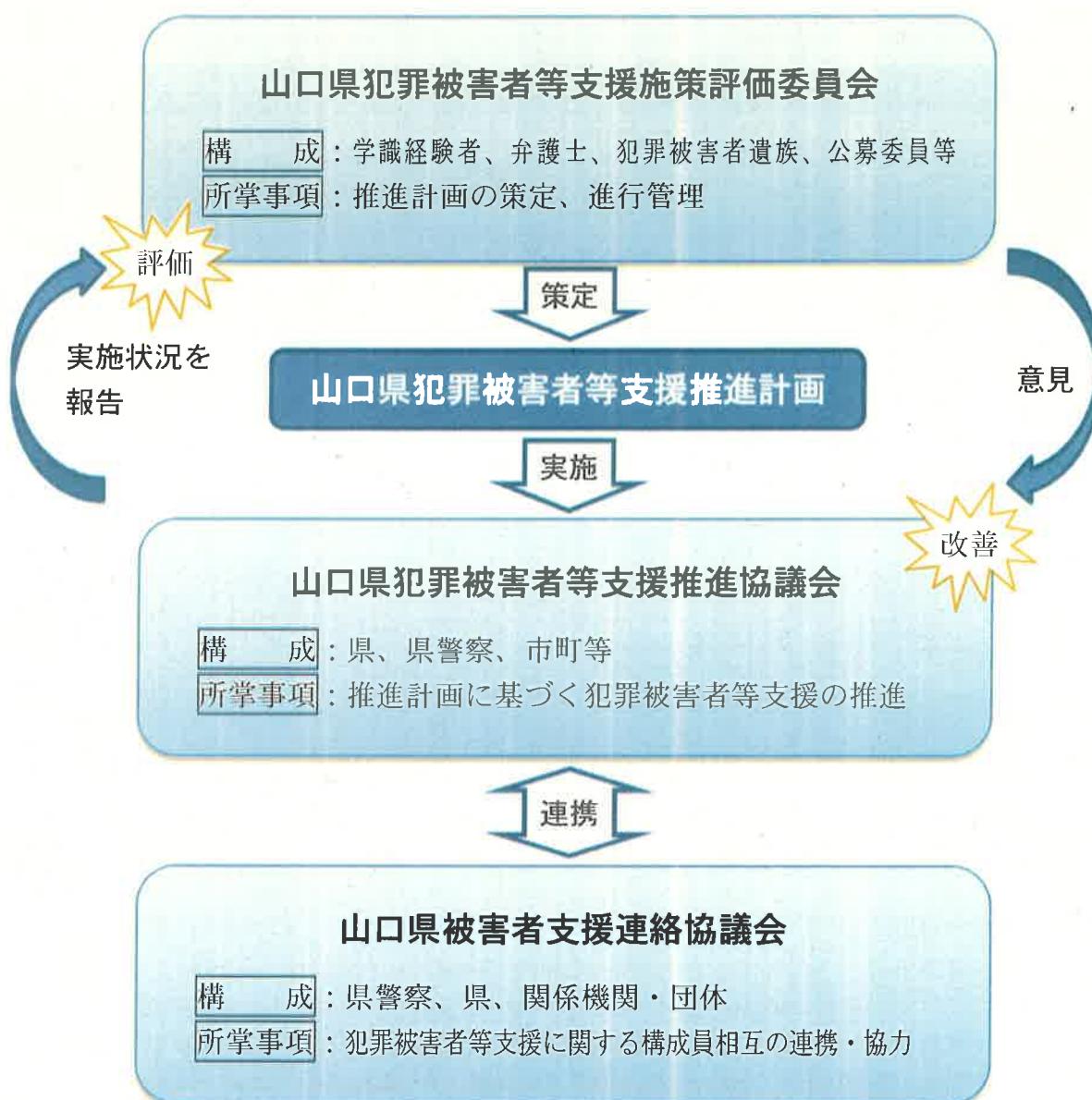
外国人の犯罪被害者等を支援するため、多言語に対応した広報素材を作成し、県ホームページへ掲載する等により、支援制度等の周知を図ります。(県民生活課、国際課)

第5章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、毎年度、その実施状況を取りまとめて「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」に報告し、いただいた意見等を基に、必要な施策の改善を行うことによって、適切な進行管理を行います。

なお、評価委員会の会議資料や意見の概要等については、県ホームページで公表します。

図表 10 【進行管理のイメージ】



資料

1 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十二条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた

被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けれることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他
の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告
を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むこ
とができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応
じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介す
る等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円
滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠
償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度
の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を
図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずる
ものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に
受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療
サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けること
を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る
指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合に
おける特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を
講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となっ
た犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第
百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮
等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等
が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関する関係行政機関に意見

を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 山口県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策（第9条—第20条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務並びに民間犯罪被害者等支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この条例において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この条例において「犯罪被害者等支援」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

4 この条例において「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穀の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

5 この条例において「民間犯罪被害者等支援団体」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等による直接的な被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようすることを旨として、推進されなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、県、市町、民間犯罪被害者等支援団体その他の関係者相互間の連携を図りながら推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する犯罪被害者等支援についての基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体の役割)

第8条 民間犯罪被害者等支援団体は、その専門的な知識及び経験を活用して犯罪被害者等支援を行うよう努めることによって、犯罪被害者等支援の推進に積極的な役割を果たすものとする。

2 民間犯罪被害者等支援団体は、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(推進計画)

第9条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第10条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての啓発活動等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害理解促進期間)

第16条 県民の間に広く犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、二次的被害の防止に関する意識を高めるため、犯罪被害理解促進期間を設ける。

2 犯罪被害理解促進期間は、毎年11月25日から同年12月1日までとする。

3 県は、犯罪被害理解促進期間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(民間犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第17条 県は、民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 県は、市町及び民間犯罪被害者等支援団体等と連携しつつ、犯罪被害者等支援に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

資料3 山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金（以下「転居費用助成金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 転居費用助成金は、山口県犯罪被害者等支援条例（令和3年山口県条例第1号。以下「条例」という。）第11条、第13条及び第14条の規定に基づき、犯罪等による被害のため、従前の住居に居住することが困難になったと認められる者が転居するために要する費用（以下「転居費用」という。）を助成することにより、当該者の経済的負担の軽減及び安全の確保並びに居住の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「犯罪」とは、条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含む。）をいう。

2 この要綱において、「被害者」とは、次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 山口県内で行われた犯罪によって、その生命又は身体に被害を受けた者

イ アに準じる者で、転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者

3 この要綱において、「遺族」とは次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 被害者の配偶者であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していた者（婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者を含む。）

イ 被害者の二親等以内の親族であって、被害者が被害を受けた際に被害者と同居していた者

ウ ア、イに準じる者で、転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者

4 前2項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(要件)

第4条 転居費用助成金は、次の全ての要件を満たすときに交付するものとする。

(1) 被害者が受けた犯罪が、次のいずれかの犯罪に該当すること。

ア 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪）

イ 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）

ウ 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、準強制性交等罪は未遂を含む。）

エ 監護者わいせつ及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、監護者性交等罪は未遂を含む。）

- オ 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
カ 殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。）
キ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、傷害の程度が重い（全治1か月以上のもの。以下同じ。）もの
ク 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
ケ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪であり、逮捕等致傷は傷害の程度が重いもの）
コ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。強盗致傷は傷害の程度が重いもの）
サ 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
シ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める犯罪
- (2) 犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していたことが、住民票その他の書類等により証明できること。
- (3) 犯罪による被害を受けた後、警察に被害届等が提出されており、かつ、当該被害届等を警察が受理していること。
- (4) 犯罪による被害を受けた時から第7条の規定による申請書が提出されるまでの間が、1年を超過していないこと。
- (5) 申請者が、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 犯罪により住居が著しく損壊する等したために、従前の住居に居住することができなくなった被害者又はその遺族
イ 犯罪による被害を受けた場所が、被害者の住居又はその付近であるなど、更なる犯罪等による被害や二次的被害の発生又はそのおそれがあるために、従前の住居に居住し続けることが困難となった被害者又はその遺族
ウ その他転居費用助成金の交付が特に必要であると知事が認める者
- (6) 申請者が未成年者の場合、転居に関して保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ていること。

（助成に関する制限）

第5条 知事は、次のいずれかに該当する場合には、転居費用助成金を交付しないことができる。

- (1) 被害者又は遺族が、他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けている場合
(2) 被害者又は遺族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
(3) その他転居費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

（転居費用助成金の額等）

第6条 転居費用助成金の額は、転居に関し、次に掲げる費用の合計額とし、かつ、同一事案

について 200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

- (1) 運送に要した費用
 - (2) 荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用
 - (3) その他知事が認める費用
- 2 転居費用助成金は、同一の事案について、1回の転居に要した費用に限り、交付するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 被害者又は遺族は、転居費用助成金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式に、次の各号に掲げる書類を添付して、知事に交付申請及び実績報告を行うものとする。

- (1) 転居に際して運送事業者等が作成した内訳書及び領収書
- (2) 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

(交付決定及び交付額の確定等)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告を受理するにあたり、必要に応じて関係機関への照会等を行うとともに、その内容の審査を行い、転居費用助成金の交付決定及び交付額の確定を行い、別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

(交付)

第9条 知事は、前条の規定により転居費用助成金の交付決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に対し転居費用助成金を交付するものとする。

(届出)

第10条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第5条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。
- (2) 加害者又はその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたとき。

(決定の取消し)

第11条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第8条の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (2) 申請者が偽りその他不正の手段により転居費用助成金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が前条の規定の届出を行わなければならない場合に届出を行わなかつたとき。

2 知事は、前項の規定により取消しを行った場合は、別記第3号様式により申請者に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(調査)

第13条 知事は、必要に応じて、被害者又は遺族について、職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、転居費用助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪による被害について適用する。

別記第1号様式（第7条関係）

年　月　日

山 口 県 知 事 様

【申請者】

氏名

電話番号

被害者との続柄

(申請者が未成年者の場合)

保護者氏名

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付申請書兼実績報告書

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、申請するとともに、実績を報告します。

記

1 交付申請額

_____円

2 転居年月日

年　　月　　日

3 転居前住居

〒　　一

4 転居後住居

〒　　一

5 決定通知書送付先

転居後住居
 〒　　一

6 添付書類

- (1) 転居に際して運送事業者が作成した内訳書及び領収書
- (2) 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

7 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座種別 ※該当するものに○印	1. 普通 2. 当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

8 各種要件等

助成対象要件	私は、以下の事項に該当します。 (※ 該当項目にチェックしてください。)
	<input type="checkbox"/> 「山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱」第4条第1号に定める犯罪により被害を受けた。 <input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた際、山口県内に居住していた。 (被害者の2親等以内の親族で、犯罪発生時に被害者と同居していた。) <input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。 <input type="checkbox"/> 被害による被害を受けた時から本申請書の提出まで1年を経過していない。 <input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当する。 ① 犯罪により住居が著しく損壊する等したため居住することができなくなった。 ② 自宅又はその付近において犯罪の被害を受けるなど、更なる犯罪等による被害のおそれ、 二次的被害の発生その他の事情により、当該住居に居住し続けることが困難となった。 (申請者が未成年者の場合) <input type="checkbox"/> 転居に関して保護者(親権者又は未成年後見人)の同意を得ている。
助成除外事由	私は、以下の事項に該当します。
	<input type="checkbox"/> 他の公的な機関の同様の制度により転居費用の助成に係る支援を受けていない。 <input type="checkbox"/> 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではない。 <input type="checkbox"/> 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。

以上の内容に相違ありません。

なお、上記助成除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けた時は、速やかに届け出ます。

私が提供する個人情報は、県及び警察が転居費用助成制度の範囲内で利用し、かつ共有することに同意します。

申請者 (自署)

別記第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日
様

山口県知事

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金に関する交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった転居費用助成金について、山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、下記のとおり決定（確定）したので通知する。

記

1 決定日 年 月 日

2 決定事項 助成金を交付する （確定額 金 円）
 助成金を交付しない

3 申請の取り下げ

転居費用助成金の交付の申請をした者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、当該通知を受けた日から20日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

4 知事への届出

申請者は、助成を受けた転居費用について、要綱第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき又は加害者若しくはその関係者から転居費用に係る損害賠償を受けたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 助成交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消し、助成金の返還を命ずる。

- (1) 申請者から山口県補助金等交付規則第6条の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (2) 申請者から要綱第10条の規定による届出を受けたとき。
- (3) 申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (4) 申請者が要綱第10条の規定の届出を行わなければならぬ場合に届出を行わなかつたとき。

別記第2－1号様式（第8条関係）

山口県犯罪被害者等支援に関する転居費用助成金に関する交付決定及び交付額確定通知書
(別紙)

年　　月　　日付けで交付決定した転居費用助成交付金について、以下のとおりの内容に対して交付決定し、交付額を確定したことをここに記載する。

転居費用助成交付決定及び交付額確定内容

	円
	円
	円
	円
	円
総額	円

別記第3号様式（第11条関係）

第
年 月
号
日
様

山口県知事

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付取消決定通知書

山口県犯罪被害者等支援に係る転居費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により、転居費用助成金の交付を取り消したので、通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象助成金額 金 円

3 取消事由

- (1) 要綱第11条第1項第1号に該当したため。
- (2) 要綱第11条第1項第2号に該当したため。
- (3) 要綱第11条第1項第3号に該当したため。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 本業務に関して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

注) この特記事項は、本業務に携わる全ての者に適用するものとする。

4 犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪被害に遭われた方やその御家族、御遺族のための相談窓口です。

山口県の相談窓口

名 称	相談業務内容	電話番号	受付時間
犯罪被害者等支援総合的対応窓口 (県民生活課内)	犯罪被害者等支援全般に関する相談	083-933-2619	月～金 8:30～17:15 ※
交通事故相談所 (県民生活課内)	交通事故に関する相談	083-933-2623	月・火・木・金 9:00～17:00 ※
消費生活センター 男女共同参画センター	消費生活・悪徳商法等に関する相談 配偶者間暴力(DV)などの問題	083-924-0999 083-901-1122 0120-238122	月～金 8:30～17:00 ※ 月～金 8:30～22:00 土 9:00～18:00 ※
やまぐち性暴力相談 ダイヤルあさがお	性暴力被害に関する相談	083-902-0889	24時間(年中無休)
住 宅 課	県営住宅の入居等に関する相談	083-933-3880	月～金 8:30～17:15 ※
心の健康電話相談 (山口県精神保健福祉センター内)	心の悩みなどに関する相談	083-901-1556	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30 ※
児童相談所	児童虐待など 子どもに関する相談	189 083-902-2189 0827-29-1513 0834-21-0554 0836-39-7514 083-223-3191 0838-22-1150	24時間(年中無休)

【※～年末年始、祝日を除く】

山口県警察の相談窓口

名 称	相談業務内容	電話番号	受付時間
警察総合相談電話 (警察県民課)	犯罪被害などに関する相談	#9110 083-923-9110	24時間(年中無休)
女性犯罪被害相談電話/レディース・サポート110(人身安全対策課)	女性の犯罪被害などに関する相談	0120-378-387 083-932-7830	24時間(年中無休)
少年サポートセンター/ヤングテレホン・やまぐち(少年課)	少年の犯罪被害などに関する相談	0120-49-5150 083-925-5150	24時間(年中無休)
サイバー犯罪相談電話	サイバー犯罪の被害などに関する相談	083-922-8983	月～金 8:30～17:15 ※
列車内女性被害相談電話	列車内での痴漢や盗撮、迷惑行為などに関する相談	083-973-7970	
各 警 察 署	犯罪被害などに関する相談	各警察署 代表電話	24時間(年中無休)

【※～年末年始、祝日を除く】

市町の相談窓口

市町	担当課	電話番号	市町	担当課	電話番号
下関市	人権・男女共同参画課	083-222-0827	美祢市	地域福祉課	0837-52-5227
宇部市	市民活動課	0836-34-8235	周南市	生活安全課	0834-22-8240
山口市	生活安全課	083-934-2986	山陽小野田市	生活安全課	0836-82-1133
萩本市	市民活動推進課	0838-25-3601	周防大島町	総務課	0820-74-1000
防府市	社会福祉課	0835-25-2332	和木町	保健福祉課	0827-52-2195
下松市	生活安全課	0833-45-1828	上関町	総務課	0820-62-0311
岩国市	くらし安心安全課	0827-29-5018	田布施町	総務課	0820-52-5802
光市	生活安全課	0833-72-1451	平生町	総務課	0820-56-7111
長門市	防災危機管理課	0837-23-1111	阿武町	総務課	08388-2-3110
柳井市	危機管理室	0820-22-2111			

受付 防府市：月～金 8:30～17:00
 その他市町：月～金 8:30～17:15
 (いずれも年末年始、祝日を除く)

国関係の相談窓口

名 称	相談業務内容	電話番号	受付時間
山 口 地 方 檢 察 庁	刑事手続に関する相談	083-922-3153	月～金 8:30～17:15 ※
被 害 者 ホ ッ ト ラ イ ン			
山 口 地 方 法 務 局	みんなの人権110番 子どもの人権110番 女性の人権ホットライン 外国語人権相談ダイヤル	0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810 0570-090-911	月～金 8:30～17:15 ※
山 口 保 護 觀 察 所 ハ 口 一 ワ 一 ク	更生保護に関する相談 職業、就労に関する相談	083-922-1329 083-922-0043 下関 宇部 防府 萩 萩長門分室 徳山 下松 岩国 柳井	月～金 8:30～17:15 ※ 月～金 8:30～17:15 ※

【※～年末年始、祝日を除く】

その他専門相談窓口

名 称	相談業務内容	電話番号	受付時間
(公社)山口被害者支援センター 日本支援センター山口 地方事務所(法テラス山口)	犯罪被害や支援に関する相談 無料法律相談 犯罪被害者支援ダイヤル	083-974-5115 0570-078353 0570-079714	月～金 10:00～16:00 ※ 月～金 9:00～17:00 ※ 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 ※
山 口 県 弁 護 士 会 (公財)山口県暴力追放 運動推進センター (公財)日弁連交通事故 相 談 セ ン タ 一	法律相談 暴力団関係 交通事故に関する相談 (電話法律相談) 交通事故に関する相談 (面接法律相談の事前受付)	0570-064-490 083-923-8930 0570-078-325 0570-064-490	月～金 9:00～17:00 ※ 月～金 9:00～17:00 ※ 月～金 10:00～16:30 ※ 月～金 9:00～17:00 ※
J A 共済連交通事故相談所 やまぐち外国人総合相談センター (山口県国際交流協会内)	交通事故に関する相談 外国人住民のための生活相談 (19言語対応)	083-902-5579 083-995-2100	月～金 9:00～16:00 ※ 火～土 8:30～17:15 ※ ※Skype通話利用の方 yiea.soudan1
	専門相談 (法律や在留資格・ビザについての相談)	083-995-2100	事前予約受付 火～土 8:30～17:15 ※ 注)相談日の5日前まで に要予約

【※～年末年始、祝日を除く】

山口県犯罪被害者等支援推進計画

山口県環境生活部県民生活課

所 在 地 〒753-8501 山口市滝町1－1

電 話 083-933-2619

F A X 083-933-4169

E メール chiangyoumu@pref.yamaguchi.lg.jp

ホーミページ <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/index/index.html>



©山口県

山口県犯罪被害者等支援推進計画

山口県環境生活部県民生活課